

CPA通信

2012年10月

Vol.67

ゴルフ会員権の売却

及び

民事再生による預託金カットについて

- ①ゴルフ会員権の法的性格
- ②民事再生による預託金の一部カット
- ③ゴルフ会員権の個人所有・法人所有による
税務処理の違い
- ④償還を待つか、市場で売るか

発行



経営改善に取り組みませんか。

島田公認会計士・税理士事務所

〒923-0938 石川県小松市芦田町2丁目12番地

TEL 0761-22-0043 FAX 0761-21-0243

e-mail info@ss-cpa.jp

URL <http://www.ss-cpa.jp/>

預託金制のゴルフクラブの場合は、会員は入会に際して、ゴルフ場経営会社に預託金を納入し、この預託金は契約上、措置期間（通常10年ないし15年）が過ぎると、会員に返還されることとされています。

しかし、ゴルフ場経営会社の中には経営不振に陥っているところもあり、償還期日の到来により償還請求されてもこれに対応できないケースや、経営破綻したゴルフ場経営会社が破産手続、民事再生手続、会社更生手続などにおいて預託金に関する契約変更が行われるケースも生じています。

1. ゴルフ会員権の法的性格

ゴルフ会員権の法的性格は、会員のゴルフ場経営会社に対する契約上の地位であり、施設利用権、預託金返還請求権、年会費納入義務等を内容とする債権的法律関係であるとされています。ゴルフ場施設を利用できる間は、施設利用権が顕在化し、預託金返還請求権は潜在化して抽象的なものにすぎないので、税務上、通常のゴルフ会員権は施設利用権を主とする契約上の地位、すなわち一種の無形固定資産（減価償却資産として列挙されていないので非減価償却資産）として取り扱われることとなります。言い換えればゴルフ会員権は、一般に会員契約に基づき退会した場合に初めて預託金返還請求権が顕在化し、金銭債権の性格を有することになるといえます。

したがって、法人である会員が退会の意思を明らかにした場合は、金銭債権である預託金返還請求権が顕在化することから、その金銭債権に対して貸倒引当金を設定することができるものと考えられます。

2. 民事再生による預託金の一部カット

ゴルフ会員権が個人所有のとき

預託金の一部切り捨てがあった場合には仮に預託金の99%が切り捨てられたとしても、依然として1%であっても預託金返還請求権を有することには変更がない上、ゴルフ場施設の優先的利用権も継続しているため、預託金会員制ゴルフ会員権の会員という契約上の地位に変更はないものとされます。つまり、預託金の一部切り捨てによって所得税の課税上は何の影響も受けないということになるのです。

ゴルフ会員権が法人所有のとき

金銭債権の一部が更生計画認可の決定や再生計画認可の決定によって切り捨てられた場合には、切り捨てられた金額は、その事実が生じた事業年度において貸倒損失として損金算入されます（法人税基本通達9-6-1(1)）。

ゴルフ会員権は、会員契約の解除がなければ預託金返還請求権（金銭債権）に転換しません。再生手続は経営の継続が前提となっているので、通常、会員契約は解除されることはないため、認可決定により預託金の一部が切り捨てられたとしても、金銭債権の性格を有しないゴルフ会員権について貸倒損失を計上することは認められないとも考えられます。

しかしながら、会員契約を解除しなければゴルフ会員権が金銭債権と認められないのは、契約上「預託金は、措置期間経過後、退会を条件に返還請求することができる」とされているからであっ

て、契約自由の原則の下では、当事者の合意により、契約継続中のある時点で預託金の一部を返還又は切り捨てるという契約に変更することは可能です。

すなわち、再建型の倒産手続などによって預託金の一部切り捨てが行われた場合も、契約変更により、預託金返還請求権の一部が金銭債権として顕在化した上で、その一部が切り捨てられたとみることができます。

また、預託金の一部切り捨てという事実は、契約の当事者間に存在した債権・債務関係が法律的に消滅することであり、ゴルフ場経営会社はこのことにより債務免除益を計上することになります。このような当事者間の契約上の債権・債務関係が変更されたという事実を踏まえれば、債権者においても、その消滅した債権に相当する貸倒損失を容認することが相当であると考えます。

したがって、預託金の一部が切り捨てられた場合には、会員が従来どおりゴルフ場施設を利用できても、その切り捨てられた部分の金額については貸倒損失の計上が認められると解することが相当と考えられます。

3. ゴルフ会員権の個人所有・法人所有による税務処理の違い

	個人所有	法人所有
①市場での売却（損失）	他の所得と通算することにより所得税を少なくできます	売却損の計上ができます
②預託金の償還損	償還は、「譲渡」ではありませんので、償還による損失があったとしても、他の所得と通算はできません	償還損として損失の計上ができます
③民事再生による預託金の一部カット	家事上の損失となりますので他の所得と通算はできません	評価損の計上ができます
④ゴルフ場の倒産	「譲渡」にはあたりませんので他の所得と通算はできません	損失の計上ができます

4. 償還を待つか、市場で売るか

預託金の一部がカットされても、預託金の残りは償還されるわけですが、10年後とかになるケースもあります。また、退会する時は償還金が減額になる場合があります。

会員のままでいると会費もかかりますし、ゴルフ場を利用しないのであれば損切りのため売却し、税金を少なくするという選択もあります。

ゴルフ場は破たんしても、民事再生して低料金で運営しているところがほとんどで、ゴルフ場の数が少なくなっているわけではないため、経営は厳しいと思われます。近い将来ゴルフ会員権が再び値上りするということはほとんど考えられないでしょう。